

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和３年文部科学省告示第１７号）第６条第１項第１号の規定に基づき、大学等連携推進法人として認定した次の一般社団法人について、その代表理事の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第５条第１項の規定に基づき公示する。

令和６年８月２３日

文部科学大臣 盛山 正仁

一般社団法人名	代表理事の氏名		(参考) 大学等連携推進業務 の区分	変更年月日
	変更後	変更前		
一般社団法人 ヒロシマ平和研究 教育機構	中井 幹晴	前 健一	その他二以上の大学 の間の教育研究活動 等に関する連携に資 する業務	令和６年７月５日